

農福連携における施設外就労を推進する自治体の取組

—農福連携コーディネータの役割とその成果—

○ 広島大学大学院 細川富美子 (009707)

キーワード3つ：農福連携・農福連携コーディネータ・施設外就労

1. 研究目的

「農福連携」は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり(農福連携推進会議 2019)、農林水産省と厚生労働省等が推進を継続している。農業分野における労働力不足、および、福祉分野における就労機会の確保や賃金向上という課題を解決するための取組であり、全国各地に広まりつつある。

「施設外就労」とは、農業に限らず、福祉事業所等の利用者(障がい者等)と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う活動である。作業を委託したい企業側と受託したい福祉事業所等をマッチングすることによって成立する。農業に関わる施設外就労は、福祉事業所にとっては自社農場や農機具がなくても農福連携に取り組める方法であり、農福連携の推進が期待できる。その結果、農業者側における労働力不足、および、福祉事業所側における障がい者雇用の場の確保の両方が補える可能性が高まる。施設外就労を開始するに当たっては、両者を仲介するコーディネータが重要であり、この役割を自治体が担うことにより、農福連携の推進が可能となっている事例がある。

本研究では、調査地自治体の事例をもとに、農福連携コーディネータを設置することにより農福連携推進の取組とその成果を調査し、今後の展望について考察する。

2. 研究の視点および方法

本研究の方法は、① 農福連携における施設外就労についての先行事例等に関する文献調査を行うこと、② 調査地自治体の市役所(農福連携コーディネータを含める)、農福連携における施設外就労を開始した就労継続支援B型事業所、委託した農業事業所等での聞き取り調査や資料をもとに、この自治体における農福連携の歴史を明らかにすること、③ ②と同じ方法でこの自治体におけるこれまでの成果を確認しまとめること、④ ①～③により、この自治体において農福連携コーディネータの設置により農福連携が推進されていることを検証し考察することである。

これらの研究は、農福連携の取組をさらに推進させたいという視点で行う。

3. 倫理的配慮

本研究においては、「日本社会福祉学会研究倫理規定」および「日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」に従い、特に調査協力者に対しては「2.調査研究

の実施」の項目に従い、「1.倫理的配慮」を行いながら進めている。調査協力者には、調査について事前に十分な説明をし、調査、および研究発表に関する同意書を得ている。なお、本研究は、広島大学大学院人間社会科学研究科倫理審査委員会の承認（HR-HUM-000482, 2022年9月26日承認）を得ており、また、本発表に関連して開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

・ 農福連携における施設外就労についての実態・先行事例（文献調査）

施設外就労の取組に関する調査(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 2019)によると、農業主体側からは、担い手の増加、障がい者に作業委託を開始したことによる労働力の強化、ならびに、経営者が営業や販路開拓等を行うための時間の確保が可能になったことが挙げられている。また、福祉主体側からは、これまで他の施設では受入が難しかった障がい者が取り組める農作業もあるため施設外就労の人数が増加したという。

他の報告（特定非営利活動法人日本セルフセンター 2021）では「農福連携事業における請負報酬単価への指標」について、契約内容や請負単価の適正な設定のための第三者の仲介の必要性等が検討されている。

具体的な取組の先行事例として、香川県の「共同受注農作業システム」（共済総研レポートNo.163 阿部隆弘著 2019）の構築と実践が挙げられる。

・ 調査地自治体における「農福連携推進員」の設置とその成果についての調査結果概要

調査地自治体では、2020年10月から、コロナ禍による臨時予算により、農福連携の事業を開始した。2021年1月から、農福連携コーディネータを設置し、職員を採用した。

以来、就労継続支援A型、および、B型事業所の利用者の農業分野での施設外就労が大幅に推進された。2022年には調査地で全国規模の農福連携のイベントが開催され自治体も関与した。また、市庁舎や近隣のショッピングモールでは、定期的に農福連携による生産物の販売イベントが開催され、農福連携の取組の一般への理解と啓蒙に役立っている。

5. 考察

農福連携は、農業者側における労働力不足軽減と、福祉事業所側における利用者（障がい者等）の社会進出の実現や生きがい創出に関わる取組であり、全国的に広まりつつある。

しかし、自社農場がない福祉事業所も多いため、開始にあたっては施設外就労による取組が有効である。施設外就労を推進するためには、農業者側と福祉事業者側とをマッチングさせ、継続できるようにすることが重要なポイントである。この実現のために、自治体としての農福連携コーディネータ設置の取組が有効であることが、今回の事例により明示された。また、開始された農福連携の取組を継続・発展させていくために、自治体を中心となってイベントを開催するという具体的な活動が、地域住民の意識も含めて、農福連携を当たり前のものでして定着させていくために必要であることが示唆された。

農福連携の発展には農業者側と福祉事業者側の良好な関係の継続は不可欠であり、それを支援する自治体の関与は今後も欠かせない。